

# 防衛省職員募集案内

陸上自衛隊駒門駐屯地業務隊

陸上自衛隊駒門駐屯地業務隊では、防衛省職員（防衛技官）を次により募集します。

## 1 採用職種、職務内容、採用予定人員及び採用予定先

採用職種	職務内容	採用予定人員	当初配属予定先（所在地）
栄養士	献立表の作成及び 栄養管理等	1名	陸上自衛隊駒門駐屯地業務隊 （静岡県御殿場市駒門5-1）

## 2 応募資格

- 「管理栄養士」の資格を保有している者
- 次のいずれかに該当する者は、この試験を受験することができません。
  - 日本国籍を有しない者
  - 自衛隊法第38条第1項の規定により防衛省職員となることができない者
    - 禁錮以上の刑に処され、その執行を終えるまで又は執行を受けることのないままの者
    - 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
    - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者
  - 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
    - ※ 自衛隊法第44条の2（自衛官以外の隊員の定年及び定年による定職の特例）に該当する者（令和4年度中に60歳に達する者）は、法令の規定により採用することはできません。

## 3 応募手続

- 応募期間及び受付時間
  - 応募期間：令和4年7月7日（木）から令和4年7月29日（金）
  - 持参の場合は午前9時から午後5時（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
  - 郵送の場合は、必ず簡易書留又は一般書留の取扱いをする郵便物とし、令和4年7月29日（金）午後5時までに必着（消印有効ではありませんのでご注意ください。）
    - ※ 応募者多数の場合は、受付期間中であっても応募を締め切らせていただくことがあります。
- 提出書類等

提出書類	提出部数	事務官等応募票請求及び提出先
事務官等応募票	1部	〒412-8585 静岡県御殿場市駒門5-1 陸上自衛隊駒門駐屯地業務隊総務科 職員人事担当者宛 TEL0550-87-1212（内線319）  請求又は問い合わせの場合は、土日・祝日を除く午前9時から午後5時まで
履歴書	1部	
最終学校の卒業証書の写又は卒業証明書 （義務教育は除く。）	1部	
管理栄養士の資格認定証の写	1部	
返信用封筒（長形3号：120mm×235mm） 本人の宛先を明記し、84円切手貼付）	1部	

- 事務官等応募票及び履歴書の郵送希望者は、封書の表に朱書きで「事務官等応募票請求」と記入のうえ、返信用封筒（角型2号：240mm×332mm、宛先明記、切手貼付）を同封して下さい。
- 事務官等応募票には必要事項を自筆で記入し、写真（申込前6ヶ月以内撮影、脱帽、上半身、正面向きのもので縦4cm、横3cm程度で本人と確認できるもの。）を貼付して下さい。

- (5) 事務官等応募票及び履歴書の学歴・職歴は詳しく正確に記入して下さい。
- (6) 応募者には、「選考採用試験通知書」（受験票に代わる書面です。）を郵送しますが、令和4年8月9日（火）までに到着しない場合は、上記の問い合わせ先までご連絡下さい。
- (7) 提出された書類は、一切返却いたしませんのでご承知下さい。
- (8) 提出書類を郵送する場合は、簡易書留又は特定記録により処置し、郵便局の「受領書」は、「選考採用試験通知書」が届くまで大切に保管しておいて下さい。

#### 4 採用試験

- (1) 試験日：令和4年8月22日（月）（細部は選考採用試験通知書送付時に通知）
- (2) 場所：陸上自衛隊駒門駐屯地業務隊（静岡県御殿場市駒門5-1）
- (3) 試験の内容：教養試験（高校卒業相当）、専門試験（管理栄養士試験相当）、作文試験、口述試験、身体検査

#### 5 合格者の発表

令和4年9月中旬頃、受験者全員に合否を通知します。  
なお、合否に関する電話でのお問い合わせはお受けできませんのでご了承下さい。

#### 6 採用予定日

令和4年10月1日（土）

#### 7 採用後の処遇

- (1) 身分  
特別職国家公務員（防衛技官）
- (2) 給与  
採用時の給与・手当額は、次の額を基準として学歴・職歴等により人事院規則の定めるところにより決定されます。

（一例）

適用俸給表及び級・号俸	俸給月額	地域手当	計
医療職（二）1級11号俸	166,400円	9,984円	176,384円

※ この他に通勤手当、住居手当、扶養手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当（ボーナス）等が一般職の国家公務員の例に準じて支給されます。

- (3) 人事管理  
採用後の人事管理は、防衛省の方針によります。（将来、転勤がある場合があります。）
- (4) 年金、健康保険及び退職手当  
年金及び健康保険は「国家公務員共済組合法」、退職手当は「国家公務員退職手当法」がそれぞれ適用されます。
- (5) 勤務時間  
平日の午前8時15分から午後5時まで
- (6) 休暇  
1年に20日の年次休暇（10月1日採用の場合、採用の年は5日）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季、年末年始、結婚、出産、忌引等）、介護休暇等があります。

#### 8 その他

新型コロナウイルスへの感染拡大を防止するため、試験当日はマスクの着用、受付時の検温、手指の消毒、駐屯地内での行動制限等の指示に従っていただきます。また、受付期間及び試験当日の状況により、試験を中止または延期させていただく場合があります。